

議案第 1 1 6 号

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

子育て環境の更なる充実を図るため、放課後児童クラブにおいて、令和 2 年 1 1 月 1 日から 1 箇所のクラブで日曜日及び祝日等の利用を可能とすることから、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例（平成17年京丹後市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「放課後」を「放課後等」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 別表に規定するクラブのうち、土曜日及び休業日に開設するクラブは、規則で定める。

第3条に次の1項を加える。

2 別表に規定するクラブのうち、土曜日及び規則で定める休業日に事業を実施するクラブの対象児童にあつては、前項中「各クラブが設置されている当該町区域の地域」とあるのは、「市内」と読み替えるものとする。

第6条第1項中「土曜日」の次に「及び休業日」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 休業日にクラブを開設する場合の利用料は、日額300円とし、利用した月分の利用料を翌月の末日までに納入するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による利用の申込みに関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月27日 条例第27号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき、保護者の就労等により<u>放課後</u>の家庭保育が欠ける児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図るため、市が放課後児童健全育成事業(以下単に「事業」という。)を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 前条の規定により事業の利用承認の決定を受けた申込者(以下「利用者」という。)は、事業に要する経費の一部として、対象児童1人につき次の各号に掲げる月に応じ、当該各号に定める利用料(土曜日 <u> </u>に利用する場合を除く。)を毎月末日までに納入しなけ</p>	<p>京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月27日 条例第27号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき、保護者の就労等により<u>放課後等</u>の家庭保育が欠ける児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図るため、市が放課後児童健全育成事業(以下単に「事業」という。)を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 別表に規定するクラブのうち、土曜日及び休業日に開設するクラブは、規則で定める。</u></p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 別表に規定するクラブのうち、土曜日及び規則で定める休業日に事業を実施するクラブの対象児童にあつては、前項中「各クラブが設置されている当該町区域の地域」とあるのは、「市内」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 前条の規定により事業の利用承認の決定を受けた申込者(以下「利用者」という。)は、事業に要する経費の一部として、対象児童1人につき次の各号に掲げる月に応じ、当該各号に定める利用料(土曜日 <u>及び休業日</u>に利用する場合を除く。)を毎月末日までに納入しなけ</p>

現行	改正案
<p>ればならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) <u>3</u> (略) (利用料の減免) 第7条～第11条 (略)</p>	<p>ればならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) <u>3</u> <u>休業日にクラブを開設する場合の利用料は、日額300円とし、利用した月分の利用料を翌月の末日までに納入するものとする。</u> <u>4</u> (略) (利用料の減免) 第7条～第11条 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1</u> <u>この条例は、令和2年11月1日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> <u>2</u> <u>第4条の規定による利用の申込みに関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 9 月 定例会

議案の
件 名

議案第116号
京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改
正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>子育て環境の更なる充実を図るため、放課後児童クラブにおいて、令和2年11月1日から1箇所のクラブで日曜日及び祝日の利用を可能とすることとし、所要の改正を行うものである。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>												
		<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p>												
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
		R2年度				364	6,158							
<p>《政策等の必要性》</p> <p>家庭環境や社会環境の変化を背景に、保護者の多様化する働き方への支援を行い、更なる子育て環境の充実に向けて、令和2年11月1日から実施する。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭環境や社会環境の変化を背景に、保護者の多様化する働き方への支援がますます必要となってきた。 このため、現在は、通常期や長期休業期及び土曜日に開設している放課後児童クラブについて、日曜日と祝日も開設し、更なる子育て環境の充実を図る。 												
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>令和2年8月 5日 例規審査委員会 令和2年8月20日 教育委員会8月臨時会</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>25</td> <td>子育て支援の総合的な推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>				総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>令和2年11月1日から施行する。</p>		担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)										
		教育委員会事務局	子ども未来課	有 ・ 無										